

◎新潟県訓令第1号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程（昭和55年4月新潟県訓令第11号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から実施する。

令和元年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第2条の2</b> （略）</p> <p><u>（職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例）</u></p> <p><b>第2条の3</b> <u>職員の時間外勤務等の命令をすることを専決する者は、事前の時間外勤務等の命令に係る勤務の終了時刻から次に勤務する日の始業の時刻までの時間が10時間に満たない職員について、所属長が公務の運営等に支障があると認める場合を除き、同日の始業及び終業の時刻を、職員の健康の確保を図るためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間を割り振るものとする。</u></p> <p><u>2  次の各号のいずれにも該当し、かつ、所属長が指定した職員については、前項中「事前の時間外勤務等の命令に係る勤務の終了時刻」とあるのは、「終業の時刻」とする。</u></p> <p><u>(1) 1月当たりの時間外勤務が60時間以上見込まれること。</u></p> <p><u>(2) おおむね1週間以上にわたり、かつ、長時間の時間外勤務が見込まれること。</u></p>	<p><b>第2条の2</b> （略）</p>